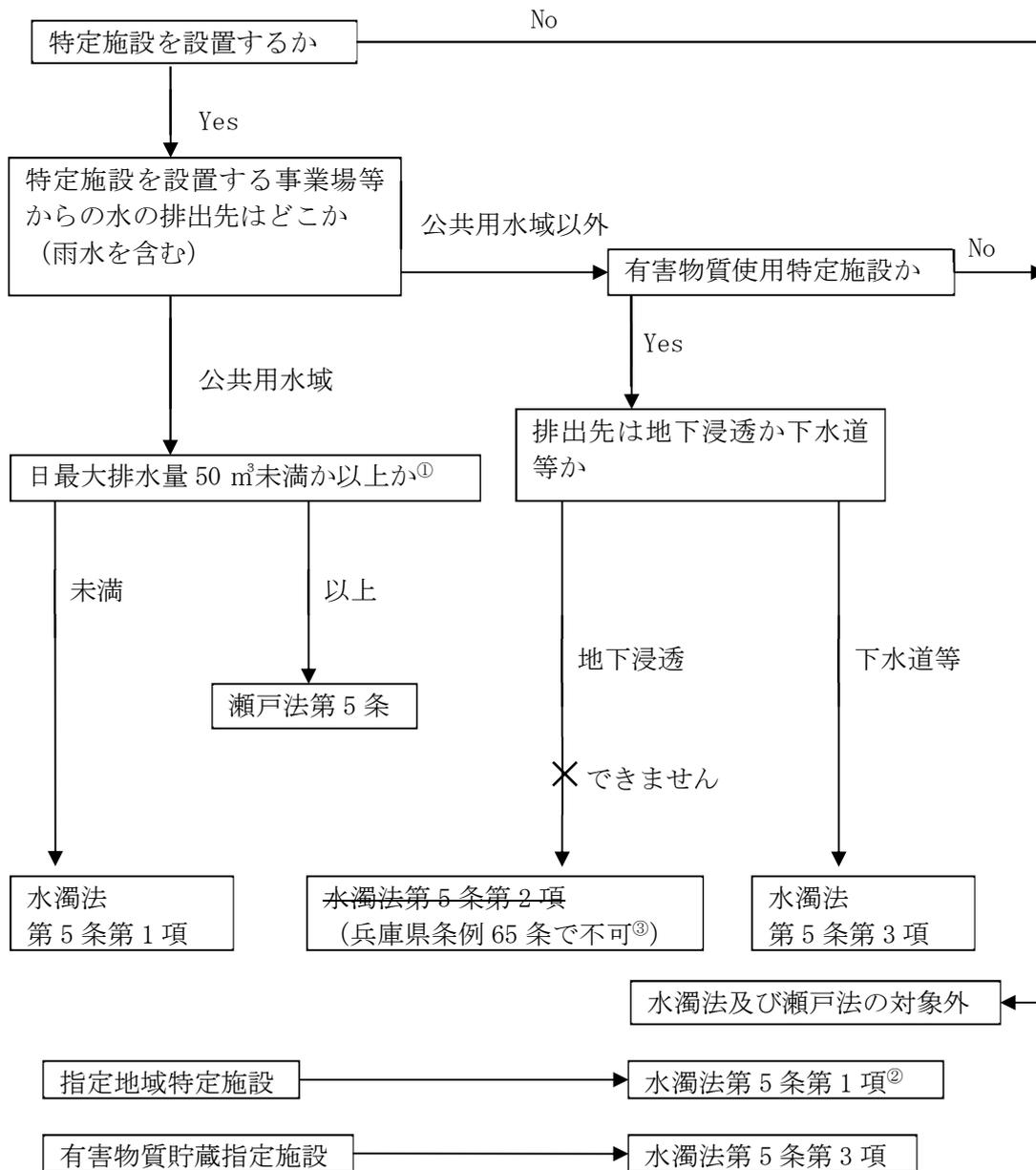


第2 特定施設設置等の届出、許可

工場及び事業場において特定施設の設置や構造等の変更を行う場合には、排水量や施設の種類に応じて、それぞれに対応した法律、条例に基づく届出又は許可が必要です。

水濁法、瀬戸法、兵庫県条例に係る届出書等の提出先は全て尼崎市です。

1 水濁法及び瀬戸法に基づく特定施設設置等のフローチャート



備考① 特定事業場から排出される全ての水(特定施設以外の施設からの排水、雨水、冷却水等を含む。)が規制対象ですが、排出水量に雨水の量は算入しません。

② 水濁法施行令別表第1に掲げる施設を併設し、事業場からの日最大排水量が50 m³以上の場合は、水濁法でなく瀬戸法に基づく手続きが必要となります。

③ 兵庫県条例第65条に基づき、有害物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を含む水の地下浸透は事実上認められていません。

2 水濁法に基づく届出

(1) 届出の種類

届出の種類	届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設設置届出 (水濁法第5条第1項)	公共用水域に排出する工場又は事業場が特定施設を設置しようとするとき	工事着手の60日以上前 ^①	様式第1 [届出・申請事項内容] 別紙 (p.7 参照) ・5条1項: 1~6 ・5条3項: 12~15 別図 (p.8 参照)
有害物質使用特定施設設置届出 (水濁法第5条第3項)	公共用水域以外に排出する工場又は事業場が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき		
有害物質貯蔵指定施設設置届出 (水濁法第5条第3項)	有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき		
特定施設使用届出 (水濁法第6条第1項、第2項)	法改正等により既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から30日以内	同上
特定施設変更届出 (水濁法第7条)	次の事項を変更しようとするとき ・特定施設(有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を含む。)の構造、設備又は使用方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の汚染状態及び量(排水系統別汚染状態及び量を含む。) ・用水及び排水の系統	工事着手の60日以上前 ^①	同上 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
特定施設使用廃止届出 (水濁法第10条)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	様式第6
氏名等変更届出 (水濁法第10条)	・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名を変更したとき ・工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	変更した日から30日以内	様式第5 又は統一様式
承継届出 (水濁法第11条第3項)	・特定施設を譲り受け、借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継した日から30日以内	様式第7 又は統一様式
汚濁負荷量測定手法届出 (水濁法第14条第3項)	・総量規制基準が適用されるとき ・汚濁負荷量測定手法を変更するとき	あらかじめ	様式第10 別紙 (p.10 参照)
備考 ^① 水濁法第9条の規定により、特定施設等の設置及び変更は、原則として届出受理後、60日を経過した後でなければ着工できません。事情により着工を急ぐ場合は、短縮願等を作成して提出してください。			

ア 特定施設設置（使用、変更）届出・申請書の別紙等について

(ア) 別紙について（具体的な記載内容については記載例をご参照ください。）

種類	記載内容
届出事項 内容	<ul style="list-style-type: none"> 届出概要及び理由は、特定施設の設置（使用、変更）の概要及び理由を簡潔に説明し、また汚染状態、排出水量、負荷量の増減等について記載してください。
別紙 1 特定施設の 構造	<ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業場における施設番号は、工場又は事業場の全施設から当該施設を特定するために用いている番号及び名称を記載してください。 特定施設番号及び名称は水質汚濁防止法施行令別表第 1 の該当する施設番号及びその名称を記載してください。 型式は、施設を特定できる内容（メーカー名、機種名等）を記載してください。 構造は、施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付してください。 能力は、施設の公称最大能力を記載してください。廃ガス洗浄施設は処理ガスを記載してください。 その他参考となるべき事項の欄には、施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。防液堤等については、可能な場合、容量を記載してください。
【有害物質使用特定施設のみ必要】 別紙 1 の 2 (水濁法)、または別紙 7 (瀬戸法) 特定施設の設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備は、施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載してください。 構造は、設備欄に記載した設備の材質を記載し、検知設備を有する場合には記載してください。また、図面の添付も必要です。 主要寸法は、設備のうち主なものについて寸法を記載してください。 配置は、設備が配置されている建物の名称及び位置等を記載し、図面も添付してください。地下に設置されている場合はその旨を記載してください。 有害物質を処理した後、定量下限値未満となった水が流れる配管等、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を、その他参考となるべき事項の欄に記載してください。 瀬戸法の特定施設設置許可申請の場合は別紙 7 を使用してください。
別紙 2 特定施設の 使用の方法	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所及び操業の系統は別図を添付してください。 特定施設で使用する原材料の種類、使用方法、含まれる有害物質の種類及び使用量を原材料の欄に記載してください。原材料の欄に記載できない場合は別紙を添付してください。 汚水等の汚染状態の欄は、通常、最大において測定結果が無い場合は設計値を記載してください。排水基準に定められた事項のうち、pH、SS、COD、T-N、T-P、使用又は発生等の可能性のある有害物質等については必ず記載してください。 排水せずに産廃処理等する場合は、その旨を、その他参考となるべき事項の欄に記載してください。
別紙 3 汚水等の 処理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 設置（変更）しようとする特定施設から排出される汚水等を処理するもの全てを記載してください。 し尿処理施設（72号）のように、処理施設自体が特定施設である場合は、別紙 1、2 と別紙 3 両方に同じ内容を記載してください。 処理の系統は、系統図を添付してください。 集水及び導水の方法は、集水及び導水系統を「工場全体の配置図」等に明示してください。 汚水等の汚染状態及び量の欄には、別紙 2 で記載した項目について同様に記載してください。 残さは種類毎に記載し、処理を業者等に委託する場合は、その旨を記載してください。 排出水の排出方法は、排水口の位置及び排出先、排出方法等を記載してください。

別紙 4 排出水の汚染 状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水、分流式下水道、合流式下水道等、排出先に関わらず、工場又は事業場から排出する排水口を全て記載してください。 ・排出水の汚染状態の欄は、別紙 2、3 と同様に記載してください。 ・その他参考となるべき事項は、河川名など排出先を記載してください。
別紙 5 排出水の排水 系統別の汚染 状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> ・指定項目の別（COD、窒素、りん）の 3 項目）に作成してください。 ・業者その他の区分が同じであっても、排水口別、特定排水区分別（特定排水、間接冷却水、減圧用排水、生活排水、その他）、業種区分別に、詳細に分けて記載してください。コード番号、業種区分は「第 8 次水質総量規制関係資料」を参照又は尼崎市環境保全課までお問い合わせください。 ・1 日あたりの平均的な排水の量が 50 m³未満の工場又は事業場においては、記載を省略することができます。
別紙 6 用水及び排水 の系統	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図には、水量（通常値及び最大値）を記載してください。 ・系統図は、必要であれば別紙を添付してください。 ・用途は、「ボイラー用水」、「原料用水」、「製品処理用水」、「洗浄用水」、「冷却用水」、「生活用水」、「その他」などに区分してください。 ・使用水は、「上水道」、「工業用水」、「地下水」、「河川水」、「海水」、「その他」などに区分してください。また、循環使用水はその旨も併せて記載してください。 ・用水使用量は、通常値及び最大値を記載してください。
<p>法第 5 条第 3 項に係る届出 別紙 12～15：別紙 1、1 の 2、2、6 と同様に記載してください。</p>	

(イ) 添付図面について

種類	記載内容	
別紙 1 関係 別紙 15 関係	工場付近見取図 (主要河川等への放流経路を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場周辺の公共用水域の分かるもの 1 万分の 1 から 2 万 5,000 分の 1 程度の図面に工場又は事業場の位置を明示し、工場又は事業場からの主要河川又は海域等に流入するまでの排水の放流経路を表示してください。 ・排水口の位置 1,000 分の 1 から 2,500 分の 1 程度の図面に工場又は事業場の排水口の位置を明示してください。 ・有害物質貯蔵指定施設についての届出など、工場又は事業場外への水の排出がない場合、放流経路や排水口の位置の明示は不要です。
別紙 2 関係 別紙 12、13、 14 関係	工場内の配置図 (主要施設の配置図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の位置がわかるもの 工場又は事業場内の平面図や建物配置図などを利用して、特定施設等、主要機械、主要装置、設備、汚水処理施設などの位置をわかりやすく明示してください。 ・特定施設等を設置する建物が複数階等の場合、各階の平面図により明示してください。 ・有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管場所も明示してください。 ・漏えい等を検知するための設備を設置する場合は、その位置を明示してください。

別紙 1 関係 別紙 1 の 2 関係 別紙 12、13 関係	特定施設等の構造図 (関連する主要機械、主要装置、設備の配置図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の構造図(立面図、平面図)等で施設全体の外形寸法又は主要寸法を明記してください。 ・特定施設等に関連する主要機械、主要装置を含む配置図としてください。 ・特定施設等の床面及び周囲について、防液堤、側溝、ためます等を設置する場合は位置を明示してください。
別紙 1 の 2 関係 別紙 13 関係	有害物質使用特定施設等の設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備について明示してください。 ・設備の外形寸法又は主要な寸法を明記してください。
別紙 2 関係 別紙 14 関係	施設の操業系統図 (フローシート)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等を含む一連の施設全体のフロー図により操業系統を明示してください。
別紙 3 関係	工場内排水経路図 (排水口の位置図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内の排水経路(工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水)を排水系統別に平面図に明示してください。 ・排水口(雨水専用排水口を含む。)の位置を1,000分の1から2,500分の1程度の図面に明示してください。
別紙 3 関係	污水处理施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・立面図、平面図その他参考になるもの。主要寸法も明示してください。 ・污水处理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付してください。
別紙 3 関係	污水处理施設の処理系統図 (フローシート)	<ul style="list-style-type: none"> ・污水处理施設及び関連施設をフロー図に明示してください。通常値及び最大値両方の水量を記載してください。
別紙 6 関係 別紙 15 関係	用水及び排水の系統図 (有害物質貯蔵指定施設の場合、有害物質の搬入及び搬出の系統図)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の場合、必要に応じて用水及び排水の収支がわかる図面を添付してください。 ・有害物質貯蔵指定施設の場合、必要に応じて有害物質の搬入及び搬出がわかる図面を添付してください。 ・いずれの場合も、有害物質の保管場所を明示するとともに、有害物質貯蔵指定施設等の設備の状況がわかるようにしてください。
備考 変更届や変更許可申請の場合、添付する図面等については、原則として変更前を赤字や蛍光ペンで縁取りするなどして明示し、変更前後がわかりやすいようにしてください。		

(ウ) 汚濁負荷量測定手法届出書の別紙

種類	記載内容
特定排水等の汚染状態の計測方法、計測場所等（別紙1）	<ul style="list-style-type: none">・測定場所が複数あるときは、地点ごとにまとめてください。・COD、窒素、りん の3項目について記載してください。・測定機器のカタログの写しを添付してください。・排水経路図に測定点を示し、自動計測の場合は、採取位置、計測機器設置場所を示してください。・換算式の検証に用いたデータ、散布図を添付してください。
特定排水等の量の計測方法、計測場所等（別紙2）	<ul style="list-style-type: none">・COD、窒素、りん の3項目について記載してください。・排水経路図に測定点を示してください。また、流量計以外の場合、計測場所の断面図等を記載してください。
特定排水等の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法（別紙3）	<ul style="list-style-type: none">・COD、窒素、りん の3項目について記載してください。・事業場全体の汚濁負荷量を算定する方法を記載してください。

(2) 届出の方法

ア 届出者

届出者が、法人にあっては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等の代理人が届け出る場合は、委任状を添付してください。

イ 届出部数

届出は、届出書の正本に写し1通を添えて提出してください。（水質汚濁防止法施行規則第2条）

届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]

3 瀬戸法に基づく許可申請、届出

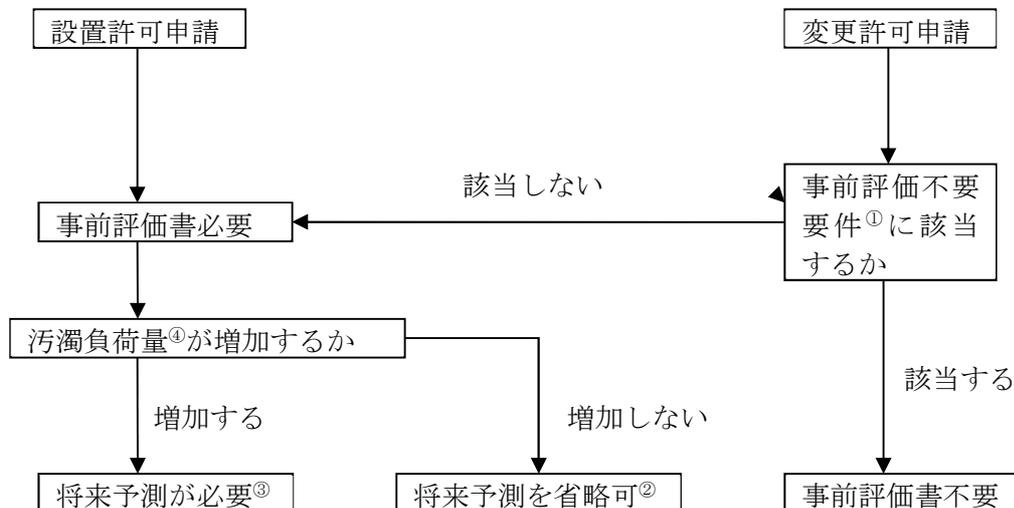
(1) 届出・申請の種類

申請・届出の種類	申請・届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設設置許可 (瀬戸法第5条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出水の量が日最大 50 m³以上の工場又は事業場で、特定施設（特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設）を設置しようとするとき ・水濁法又はダイオキシン類対策特別措置法の特定事業場で日最大排水量が 50 m³以上になるとき 	あらかじめ（許可後に工事着工が可能となります。）	様式第1 [届出・申請事項内容] ・別紙 1～7 ^{①②} (p.7 参照) ・別図 (p.8 参照) (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。) ・事前評価書 (省略できる場合有)
特定施設変更許可 (瀬戸法第8条第1項)	次の事項を変更しようとするとき <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の構造又は使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の量（排水系統別の量を含む。） 		
特定施設使用届出 (瀬戸法第7条第2項)	法改正等により既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から30日以内	様式第2 [届出・申請事項内容] ・別紙 1～7 ^{①②} (p.7 参照) ・別図 (p.8 参照)
特定施設変更届出【軽微な変更】 (瀬戸法第8条第4項)	次の事項に変更があったとき <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1～3 までの「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項 ・別紙 4・5 の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項（排出水の量又は排水系統別の水量に係るものに限る。） 	変更した日から30日以内	同上 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
特定施設変更届出 (瀬戸法第9条)	排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）、用水・排水の系統、特定施設の設備のみを変更したとき	変更した日から30日以内	
氏名等変更届出 (瀬戸法第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名を変更したとき ・工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき 	変更した日から30日以内	様式第5 又は統一様式
特定施設使用廃止届出 (瀬戸法第9条)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	様式第7
承継届出 (瀬戸法第10条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設を譲り受け、借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき 	承継した日から30日以内	様式第8 又は統一様式
備考① 別紙 1～7 は、水質汚濁防止法に係る別紙 1～6 (1 の 2 を除く。) と、瀬戸内海環境保全特別措置法で定める別紙 7 に相当します。 ② ダイオキシン類特別措置法の水質基準対象施設に係るものについては、「ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項」を別紙により添付してください。			

(2) 事前評価制度について（瀬戸法第5条第3項～第7項）

事業者は、特定施設の設置許可申請又は汚濁負荷量が増加するような変更許可申請を行おうとするときは、事前評価書を3週間公衆に縦覧する等の手続きが必要です。

ア 事前評価書の要・不要



備考① 事前評価不要要件について（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2）

変更許可申請であり、次の1～3のいずれかに該当する場合、事前評価の手続き（事前評価書の提出及び3週間の縦覧）は不要となります。

1 次の全てに該当するもの

- (1) 汚水等を処理していないときは、汚水等の水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
汚水等を処理しているときは、処理後の水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと
- (2) 排水口の位置及び数、排出水の排出の方法に変更がないこと。

2 次の全てに該当するもの

- (1) 各排水口における水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
- (2) 排水口の位置及び数、排出水の排出の方法に変更がないこと、又は廃止すること。

3 次の全てに該当するもの

- (1) 各排水口における水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
- (2) 雨水、冷却水等専用排水口を変更すること。

② 将来予測が不要な場合（事前評価書必要部数3部）

将来水質の予測が不要です。また、周辺公共用水域の現況水質の測定も不要です。（既存の公的データを利用）

③ 将来予測が必要な場合（事前評価書必要部数6部程度）

将来水質の予測及び周辺公共用水域の現況水質調査も必要です。

④ 汚濁負荷量

汚濁負荷量の項目（COD、SS等）のうち1つでも汚濁負荷量が増加する場合は、水質調査、予測が必要となるので留意してください。

イ 事前評価に関する書面の記載内容について（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第4条）

1	表紙（年月日、住所氏名等）
2	許可申請書の概要
3	工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置 ^① 及び数
4	工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排出水の1日当りの通常量及び最大量並びに当該排出水の汚濁負荷量
5	工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
6	周辺公共用水域 ^② の水質の現況 ^③ 及び排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度 ^④
7	その他当該特定施設の設置等が環境に及ぼす影響についての事前評価に関し参考となるべき事項 ^⑤

備考① 排水口の位置

排水口の位置については、当該特定事業場の全ての排水口について図示するとともに、当該許可申請に係る特定施設の排水口の位置を明示してください。

② 周辺公共用水域の範囲（将来予測を省略できる場合は、範囲の決定は省略できる。）

次のように取り扱うとともに、その範囲及びその周辺の状況を図示してください。

1 海域に排出する場合

新規に排出水量が増大する排水口の最大排出量 Q $\text{m}^3/\text{日}$ （既存分を含む。）を用いて、次式により求められる各排水口を中心とする半径 r （新規増大排出水量が $10,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上のときは $2r$ ）の円内水域とします。ただし、排水口が2ヶ所以上あるときで円内水域が重なる場合には、これらは一体のものみなされます。

$$\log(r^2 \theta / 2) = 1.2261 \log Q + 0.086 \quad (\text{新田式})$$

r : 排水口より周辺公共用水域の外縁までの距離 (m)

θ : 拡散角度 (ラジアン) 半円に一樣に拡散する場合は $\theta = \pi$

Q : 排水口の最大排出水量 (既存分を含む) ($\text{m}^3/\text{日}$)

2 河川域に排出する場合

当該特定事業場の最下流側にある排水口から、その事業場の全排水量（新設部分に係る排水を含む。）が排出されるものとみなし、河川の流況により、次のように定めます。

- (1) 排水口直下の河川低水流量が排水量の100倍以上である場合（河口に至っても河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想されない場合を除き、排水口直下の河川の低水流量が排水量の100倍未満であって、排水口から河口までの間のある地点における低水流量が排水量の100倍以上となり、かつ当該地点から河口までの間において河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想されるときを含む。）

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から、河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想される地点までの河川水域とします。

- (2) (1)以外の場合は、当該特定事業場の最上流の排水口の位置から河口までの河川水域、及び河口での流心を中心として、海域の式にあてはめて求めた半径 r の円内海域（新規に増大する排出量が $10,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上である場合には、当該 r の2倍を半径とする円内海域）の両方とします。

- ③ 周辺公共用水域の水質の現況（将来予測を省略できる場合は、尼崎市等が実施した既存の測定結果を利用しない場合は代表的な1組で1日3回測定する。）

当該周辺公共用水域内の環境基準点における水質の測定資料があれば、その環境基準点等ごとの各測定値を記載するほか環境基準その他の環境目標、排水基準等に定められている物質又は項目のうち、当該特定事業場の排水水に関係ある物質又は項目に関し、次の測定点における測定値、測定時期及び測定機関名を記載するとともに、測定点の位置及びその周辺の状況を図示してください。

1 海域に排出する場合

測定点の位置	新規に増大する最大排出水量によって、次のとおり測定点の位置を決定します。		
	新規に増大する最大排出水量	測定点の位置	
	1,000 m ³ /日未満	1側線3点以上	(1/3) r、(2/3) r、rの直近の外側
	1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満	3側線各3点以上 (9点以上)	同上
	10,000 m ³ /日以上 50,000 m ³ /日未満	3側線各6点以上 (18点以上)	(1/3) r、(2/3) r、r、(4/3) r、(5/3) r、2rの直近の外側
	50,000 m ³ /日以上	3側線(4+6+4=14点)、2rの外側(2点×3=6点) 計20点以上 200m～500mごとに設ける。	
測定部位	表層(水面下0.5m)、中層(水面下2.0m)		
測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排水水に関係があるもの		
測定回数	増加する排水量が400 m ³ 未満	概ね1週間以上の間隔で、2時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	
	増加する排水量が400 m ³ 以上	概ね1週間以上の間隔で、3時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	

2 河川域に排出する場合

測定点の位置	①周辺公共用水域の直上流 ②最下流の排水口の直下流(事業場の新設の場合は不要) ③支流等により流量が変化する全ての地点 ④下流端(最大排出水量の100倍以上となる地点)		
測定部位	水面下水深2割の深さの場所		
測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排水水に関係があるもの		
測定回数	増加する排水量が400 m ³ 未満	概ね1週間以上の間隔で、2時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	
	増加する排水量が400 m ³ 以上	概ね1週間以上の間隔で、3時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	

④ 将来水質の予測

各測定点のうち、周辺公共用水域内において行うものとし、その測定項目のうち、水質に及ぼす排出水の影響を排出水が拡散希釈される状態をもって推定することが妥当である測定項目については次式によって予測してください。

1 海域に排出する場合

- (1) 新規に増大する最大排出水量が 50,000 m³/日未満の場合

$$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$$

$$C = 1 - \exp\left\{ - \frac{Q_0}{\theta \cdot dp} \left(\frac{1}{X} - \frac{1}{\ell} \right) \right\} \quad (\text{ヨ一ゼフ・ゼンドナー式})$$

$$\exp\{a\} = e^a$$

S' : 測定点付近の将来水質 (mg/L)

S₁ : 周辺公共用水域の外縁直近の外側の測定点の現況水質 (mg/L)

S₀ : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排出水の水質の平均値 (mg/L) (ただし、一体とみなされる場合には、各排水口における平均値の加重平均値とする。)

C : 希釈率

Q₀ : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量 (m³/日)

θ : 拡散角度 (例: 半円に一樣に拡散する場合は、θ = π)

d : 排出水の混合層厚 (m)、原則として 2m とする。

p : 拡散速度 (m/日)、原則として 864m/日とする。

x : 排水口より測定点までの距離 (m)

ℓ : 排水口より周辺公共用水域外縁までの距離 (m)

- (2) (1)にかかわらず新設部分に係る排水口 (一体とみなすものを含む。) の新規に増大する 排水量が 50,000 m³/日以上の場合には、電算機により、次の基本式を用いた数値解法により算定するものとし、塩分の現状濃度分布等の計算を実地するなど再現性を十分検討するとともに、当該特定事業場以外から排出される汚濁負荷量の資料が入手できる場合には絶対濃度で、入手できない場合には相対濃度を計算し、希釈率を求めて、将来水質を推定してください。また計算対象範囲は 20km を限度として周辺公共用水域の 2.5 倍の範囲とし、その境界値としては、絶対濃度計算の場合には周辺公共用水域の 2.5 倍以上の沖合の水質を、相対濃度計算の場合には 0 をそれぞれ用い、拡散係数は最大流速が 0~0.3m/sec の場合には 10⁴cm²/sec、0.31~3.0m/sec の場合には 10⁵cm²/sec、3.01m/sec 以上の場合には 10⁶cm²/sec をそれぞれ採用するものとします。

$$\frac{\partial s}{\partial t} + \frac{\partial (Us)}{\partial x} + \frac{\partial (Vs)}{\partial y} = K_x \frac{\partial^2 s}{\partial x^2} + K_y \frac{\partial^2 s}{\partial y^2} + q$$

s : 点 (x, y) における時刻 t における濃度

U, V : それぞれ x 方向、y 方向への流速

K_x, K_y : それぞれ x 方向、y 方向への拡散係数

q : 単位時間、単位体積あたりの平均汚濁負荷量

なお、U、V については原則として境界値の強制振動値として M2 潮を用いて次式の数値解法により求めることとします。

$$\frac{\partial M}{\partial t} = -g (H+h) \frac{\partial h}{\partial x}$$

$$\frac{\partial N}{\partial t} = -g (H+h) \frac{\partial h}{\partial y}$$

$$\frac{\partial h}{\partial t} = - \left(\frac{\partial M}{\partial x} + \frac{\partial N}{\partial y} \right)$$

H : 水深

h : 潮汐による水位変動量

M : M = U (H+h)

N : N = V (H+h)

g : 重力の加速度

2 河川域に排出する場合

各測定点について、次式により将来水質を予測してください。

$$S' = \frac{SQ + (S_0Q_0 - S_0'Q_0')}{Q + (Q_0 - Q_0')}$$

S' : 測定点付近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質 (mg/L)

S : 測定点付近の現況水質 (低水量※時) (mg/L)

Q : 測定点付近の流量 (低水量時) (m³/日)

S_0 : 新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量の水質の平均値 (mg/L)

Q_0 : 新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量 (m³/日)

S_0' : 現状での当該特定事業場よりの全排水の水質の平均値 (mg/L)

Q_0' : 現状での当該特定事業場よりの全排水量 (m³/日)

※ 低水量とは、1年のうち、275日はこれよりも減少することのない流量のことをいいます。

⑤ その他参考となるべき事項について

必要に応じ、スラッジの処理方法、あるいは低質等の調査結果、上水道その他の取水源位置との関係、漁業権との関係、自然環境保全地域との関係等を記載してください。

(3) 申請・届出の方法

ア 申請者・届出者

申請者が、法人にあっては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等の代理人が届け出る場合は、代表者から代理人への委任状を添付してください。

イ 申請・届出部数

申請・届出は、申請書・届出書の正本に写し1通を添えて提出してください。（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第2条）

また、事前評価書に関して、将来予測を実施した事前評価書については6部程度、将来予測を省略した事前評価書については2部提出してください。

申請・届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種申請・届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]

4 兵庫県条例に基づく届出

(1) 届出

兵庫県条例施行規則別表 5 (p.45) で定める施設（以下、「特定施設等」という。）を次の事業場等に設置する場合は、下表の届出が必要です。なお、瀬戸法、水濁法と重複する施設は兵庫県条例の手続きは不要です。

- ・ 有害物質を使用し、又は排出する工場等
- ・ 通常の排水量が 50 m³/日以上以上の工場等
- ・ 別表 5 の 106 にあつては調理室の面積が 100 m²

届出の種類	申請・届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設等設置届 (兵庫県条例第 43 条第 1 項)	特定施設等を設置しようとする時	工事着手の 60 日以上前	様式第 8 別紙 3(1)～(5)、 別図
特定施設等使用届 (兵庫県条例第 43 条第 2 項)	既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から 30 日以内	同上
特定施設等変更届 (兵庫県条例第 44 条)	次の事項を変更しようとするとき ・ 特定施設等の構造又は使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排水等の量 (排水系統別の量を含む。)	工事着手の 60 日以上前	様式第 9 別紙 3(1)～(5)、 別図 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
氏名等変更届 (兵庫県条例第 47 条)	・ 届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあつては代表者の氏名を変更したとき ・ 工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	氏名等を変更した日から 30 日以内	様式第 5
使用等廃止届 (兵庫県条例第 47 条)	特定施設等の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	様式第 6
承継届 (兵庫県条例第 42 条第 4 項)	・ 特定施設等を譲り受け、借り受けたとき ・ 相続、合併又は分割があつたとき	承継した日から 30 日以内	様式第 7
備考 書類の作成については水質汚濁防止法の該当項目をご参照ください。			

(2) 設備基準（兵庫県条例第 34 条）

兵庫県条例では、規則別表第 5 に定める施設を設置する際に次の設備基準を定めています。
なお、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の定める施設は全て兵庫県条例規則別表第 5 に含まれます。

平成 8 年兵庫県告示第 542 号別表 5 の 2 設備基準

畜産業外 （兵庫県条例規則別表第 5 の 1 の項から 106 の項までに掲げる施設（2 の項に掲げる施設を除く。））	1 工場内においては、汚水を地下に浸透させることなく処理施設によって処理すること。 2 工場等の排出水に係る処理施設における処理の方法は、希釈のみによることのないように管理すること。
畜産業 （兵庫県条例規則別表第 5 の 2 に掲げる施設）	1 畜舎には、ふん尿等の汚物処理施設として不浸透性の汚物だめ及び汚水だめを設け、それぞれにおおいをつけること。 2 畜舎から汚物だめ及び汚水だめまでの間には、不浸透性の排水溝を設けること。 3 畜舎には、ふん尿の固液分離等ができる施設を設けること。 4 汚物だめ及び汚水だめは、常に清潔を保つように管理すること。

(3) 届出の方法

ア 届出者

届出者が、法人にあつては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等、代理人が届け出る場合は、代表者から代理人への委任状を添付してください。

イ 届出部数

届出は、届出書の正本に写し 1 通を添えて提出する必要してください。

届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]